

障害者差別解消法の施行について

障害者差別解消法の施行について

1 障害者差別解消法の概要について

資料 3-2、3-3

2 豊明市の対応について

- ・対応要領の作成（努力義務）
市職員の対応要領について、平成28年度中を目処に作成予定。
- ・相談窓口の整備
既存機関等の活用、充実
⇒障害者差別解消支援地域協議会等を利用し相談内容の共有を行い、相談窓口の明確化および専門性の向上、関係機関の連携等を図っていく。
- ・障害者差別解消支援地域協議会（努力義務）
概要について（資料 3-4）
期待される役割・・・相談事例等の情報共有・協議を通じ、地域の実情に応じた差別解消の取組をすすめるためのネットワークを構築する。

参考 県内他市町村の状況（平成28年1月現在県調査より）

54市町村中	設置検討中（方向性未定）	32市町村（約60%）
	自立支援協議会を活用し設置	12市町村（約22%）
	他の合議体を活用し設置	3市町村（約6%）

3 豊明市障害者地域自立支援協議会について

- ・障害者地域支援協議会とは

関係機関が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

（根拠法：障害者総合支援法第89条の3第1項）

- ・豊明市障害者地域自立支援協議会運営規則（資料 3-5）

4 豊明市障害者差別解消支援地域協議会の設置（案）

豊明市障害者地域自立支援協議会に機能付加をする形で実施

- 豊明市障害者地域自立支援協議会運営規則の改訂
 - ・第2条に「障害を理由とする差別の解消のための取り組みの検討に関する事務」を追加
 - ・第3条に「公募の市民」を追加（障がい当事者の参加を図るため）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者差別 解消法

が制定されました



障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が平成25年6月26日に公布されました。(平成28年4月1日施行)



障害者差別解消法 とは

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

概要

この法律では、主に次のことを定めています。

- ① 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ② 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③ 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

障害を理由とする差別とは？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明*があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮(以下では「合理的配慮」と呼びます。)を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

*知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

●障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

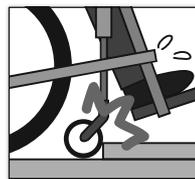


社会的障壁とは？

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

- ① 社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ② 制度(利用しにくい制度など)
- ③ 慣行(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④ 観念(障害のある方への偏見など)

などがあげられます。



例 街なかの段差
3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。



例 書類
難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



例 ホームページ
すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(※) <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害者差別解消法 Q & A

Q 「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。

A どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。

典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられます。

Q 日常生活の中で個人的に障害のある方と接するような場合も、この法律の対象になるのですか。また、個人の思想や言論も規制されるのでしょうか？

A 個人的な関係や、思想、言論といったものは対象にはしていません。

この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の方が個人的な関係で障害のある方と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にしていません。

Q 民間事業者による取組がきちんと行われるようにする仕組みはあるのでしょうか？

A 民間事業者の事業を担当する大臣から、事業者に対して報告徴収、助言・指導、勧告を行うことができます。

この法律では、同一の民間事業者によって繰り返し障害を理由とする差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めることや、助言・指導、勧告を行うことができることにしています。

基本方針と対応要領・対応指針

基本方針とは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するために作成するものであり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的な方向等を定めるものです。

また、「対応要領」・「対応指針」は、行政機関等ごと、分野ごとに定められるものであり、当該行政機関等、当該分野における障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を示すものです。

相談や紛争解決の仕組みについて

障害のある方からの相談や紛争解決に関しては、すでに、その内容に応じて、例えば行政相談委員による行政相談やあっせん、法務局・地方法務局・人権擁護委員による人権相談や人権侵犯事件としての調査救済といった、さまざまな制度により対応しています。この法律では、すでにある機関の活用などにより、その体制の整備を図ることにしています。

障害者差別解消法 Q & A

Q 行政機関が「不当な差別的取扱い」を行ったり「合理的配慮」を行わないときの相談窓口はどこですか？

A その行政機関の苦情相談等窓口等にお申し出ください。

行政機関の職員の対応に問題がある場合などは、まずは、その職員が所属する行政機関の苦情相談等の窓口に申し出ることが考えられます。そのほか、例えば、行政相談委員による行政相談や、人権に関わる相談であれば法務局や地方法務局などに相談することも考えられます。

Q 雇用における障害のある方に対する差別も、この法律の対象になるのですか？

A 雇用については、障害者雇用促進法に定めるところによります。

雇用の分野における差別については、相談や紛争解決の仕組みを含め、障害者雇用促進法に定めるところによります。

障害者差別解消支援地域協議会について

障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めるため、国や地方公共団体の機関が、それぞれの地域で障害者差別解消支援地域協議会を組織できることにしています。

協議会が組織され、関係する機関などのネットワークが構成されることによって、いわゆる「制度の谷間」や「たらい回し」が生じることなく、地域全体として、差別の解消に向けた主体的な取組が行われることをねらいとしています。

● 組織イメージ図



内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 障害者施策担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館

代表:03-5253-2111 Fax:03-3581-0902 ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

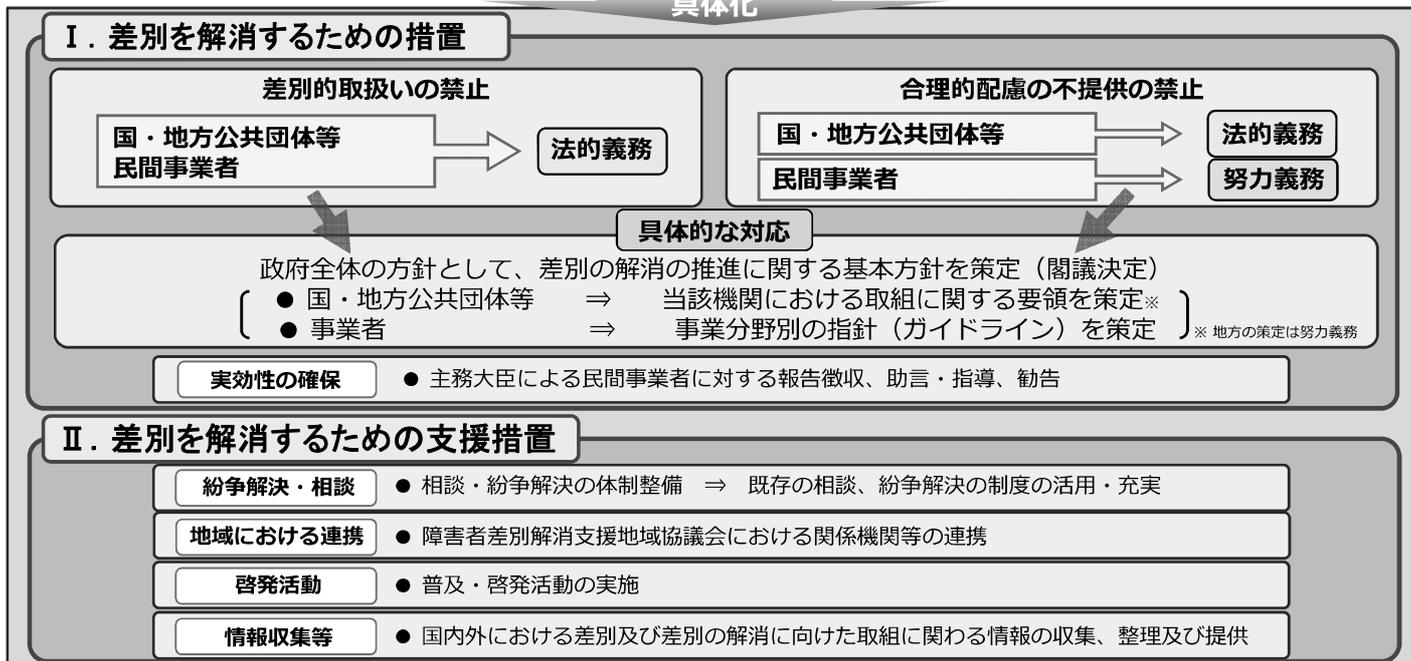
障害者施策

検索

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

具体化



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

障害者差別解消法の解説①（第1条）

目的

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と同しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

本法は、障害を理由とする差別の禁止に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることにより、**障害者基本法第4条の差別の禁止の基本原則を具体化し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現**に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

※ 本法は、障害を理由とする差別を禁止するとともに、基本方針や要領・指針の策定等の措置、相談・紛争解決の体制整備等の支援措置についても規定しているところ、これらを通じて差別のない社会を目指すものとして「解消」としているもの。

参考：障害者基本法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

障害者差別解消法の解説②（第3条～第5条）

国及び地方公共団体の責務、国民の責務

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

第3条は、国及び地方公共団体の一般的な責務として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定及び実施しなければならない旨規定するもの。

※ 本法により、地方公共団体において、地域の実情に即して、障害を理由とする差別に関する条例（いわゆる上乗せ・横出し条例を含む。）を制定することが制限されることはない。

第4条は、国民の責務として、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない旨規定するもの。

社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

障害者の利用を想定して行う建築物のバリアフリー化や職員に対する研修等は、個々の障害者から意思の表明があった場合において個別に求められる「合理的配慮」とは区別されるものではあるものの、障害を理由とする差別の解消に向けて、このような「環境の整備」に係る取組も計画的に行われるよう、第5条において、行政機関等及び事業者の責務を規定するもの。

なお、本法第12条において主務大臣による事業者に対する行政措置が規定されているが、第5条は一般的な責務を規定したものであり、第12条の行政措置の対象となるものではない。

障害者差別解消法の解説③（第7条・第8条）

障害を理由とする差別の禁止

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、

- ① 障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- ② 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

事業者は、その事業を行うに当たり、

- ① 障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- ② 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

定義

行政機関等…国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（※）

※ 地方公営企業及び公営企業型地方独立行政法人を除く。

事業者…商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（※）を除く。）

※ 地方公営企業及び公営企業型地方独立行政法人は事業者として扱われる。

社会的障壁…障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

※ 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、当該障害者と社会の在り方との関係によって生ずるといふ、いわゆる「社会モデル」に基づく障害者の概念を踏まえたもの

留意事項

事業者ではない一般私人の行為や個人の思想・言論は、本法の対象外。啓発活動を通じて対応。

雇用分野については、障害者雇用促進法（第183回国会にて改正法が成立）により具体的な措置を規定する。

※ 国家公務員や地方公務員の雇用関係に関して、国家公務員法や地方公務員法等の規定によるとの前提の下、障害者雇用促進法の適用が除外されている事項については、本法においても同様の整理。

障害者差別解消法の解説③（第7条・第8条（・第12条））

障害を理由とする差別の禁止（続き）

不当な差別的取扱い

例えば、障害者であることのみを理由として、正当な理由なく、障害者に対する商品やサービスの提供を拒否するような場合をいい、実際の場面においてある行為が不当な差別的取扱いに該当するかは、状況に応じて個々の事案毎に判断されることとなる。なお、当該取扱いについて、正当な理由が存在する場合には、本法により禁止される不当な差別的取扱いには該当しない。

社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）

「合理的配慮」とは、障害者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらし原因となる社会的な障壁を取り除くため、個々の障害者に対して、社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において、個別の状況に応じて講じられるべき措置であり、典型的な例としては、例えば、乗り物への乗車に当たっての職員等による手助けや、筆談・読上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション手段による対応、段差の解消のための渡し板の提供等が考えられる。

「意思の表明」は、個別具体的な場面において、社会的障壁の除去の実施に関する配慮を必要としている状況にあることを、言語（手話も含む。）その他の意思疎通のための手段により伝えることを指し、知的障害等により本人が自ら意思を表明することが困難な場合には、その家族等が本人を補佐して意思の表明をする場合も、解釈上含み得る。

なお、合理的配慮の実施に伴う負担が過重である場合には、本法に基づく義務は生じない。

違反に対する対応

主務大臣は、事業者に対し、特に必要があると認める場合（例えば、ある事業者が障害者に対し、本法に違反する行為を繰り返し行っており、当該事業者による自主的な改善を期待することが困難な場合等。）、報告徴収、助言・指導、勧告を行うことが可能。

※ 報告徴収が求められた際、報告をしなかった場合、又は虚偽の報告を行った場合には過料あり。

行政機関等により本法に違反する行為が行われた場合には、例えば、行政不服審査法に基づく不服申立て（当該行為が行政処分に当たる場合等）や行政機関等の内部における服務規律確保のための仕組みや行政相談等の仕組みにより是正が図られることとなる。

本法に違反する行為自体について罰則が存在するわけではない。また、本法の私法上の効果については、民法等の一般規定に従い、個々の事案に応じて判断されることとなる。

障害者差別解消法の解説④（第6条、第9条～第11条）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

【位置付け】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、政府において施策の基本的な方向や対応要領・対応指針の基本となる考え方等を示すもの

【作成主体】 政府（閣議決定）

【作成手続】 案の作成に当たっては、障害者政策委員会の意見を聴くとともに、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが必要

【内 容】 ①障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
 ②行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 ③事業者が講ずべき障害を理由とする差別の解消するための措置に関する基本的な事項
 ④その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項（※）
 ※ 障害を理由とする差別を解消するための支援措置に関する基本的な考え方等を想定

基本方針に即して作成

国等職員対応要領

国の行政機関の長及び独立行政法人等が作成。障害を理由とする差別の禁止に関して当該機関等の職員が適切に対応することができるよう、当該機関等における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す

地方公共団体等職員対応要領

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が作成。障害を理由とする差別の禁止に関して当該機関等の職員が適切に対応することができるよう、当該機関等における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す
 ※ 地方分権の観点から、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は要領の作成に努めることとされている。また、要領の作成に関する国の協力に関する規定あり。

主務大臣の定める対応指針

主務大臣が作成。障害を理由とする差別の禁止に関して事業者が適切に対応することができるよう、当該事業分野における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す

作成に当たっては、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが必要（地方公共団体等職員対応要領については、必要な措置を講じよう努めることとされている）

障害者差別解消法の解説⑤（第14条～第16条）

相談及び紛争の防止等のための体制の整備

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

【趣旨】 障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するため、障害者等からの相談に応じ、紛争の防止や解決を図ることができるよう必要な体制整備に努めることとするもの。

障害者に関する既存の相談窓口等（必ずしも差別に関する相談を行っていないものを含む）

福祉事務所、地方公共団体の担当部局、保健所、教育委員会、法務局・地方法務局、都道府県労働局、公共職業安定所（ハローワーク）、児童相談所、基幹相談支援センター、都道府県障害者権利擁護センター、市町村障害者虐待防止センター等

啓発活動

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

【趣旨】 障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するため、国民の関心と理解を得るために必要な啓発活動を行うもの。なお、障害者関連施設の立地に関し、住民の同意を要件とする等の他の施設にはない特別な措置を行わない他、本条の趣旨を踏まえ、障害者に対する住民の理解を得るために必要な啓発活動を行うことが適当。

情報の収集、整理及び提供

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

【趣旨】 国内外の障害を理由とする差別に関する具体的な事例や差別の解消に関する取組等の情報を収集・公表し、本法の適切な運用に活かすこと等を目的とするもの。

障害者差別解消法の解説⑤（第17条～第20条）

障害者差別解消支援地域協議会

趣旨・目的

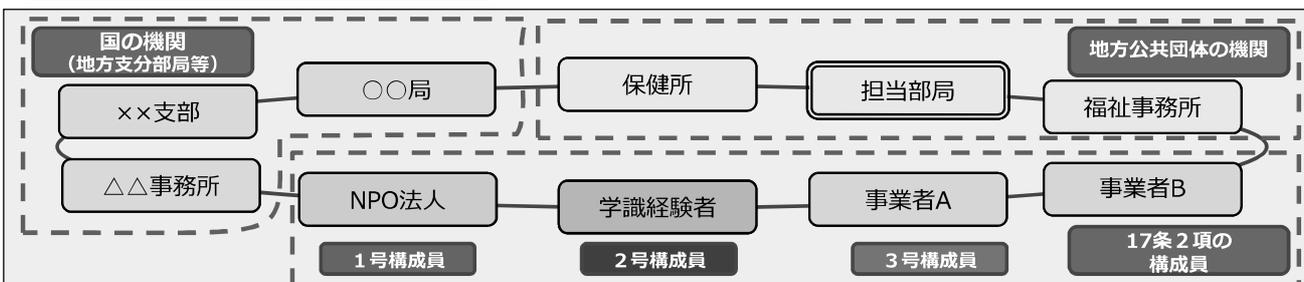
障害者が行政機関に対して差別に関する相談等を行うに当たり、どの機関がどのような権限を有しているかは必ずしも明らかではなく、また、相談等を受ける機関としても、当該機関だけでは対応できない可能性。

このため、国及び地方公共団体の機関において、障害者差別解消支援地域協議会を組織することで、地域において障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止・解決等を推進するためのネットワークを構築。

これにより、いわゆる「制度の谷間」や「たらいまわし」が生じない体制の構築や地域全体での相談・紛争解決機能の向上が図られることを期待。

※ 法律上、協議会の設置は各地方公共団体の判断となっており、必置とはされていない。

組織・運営のイメージ



協議会においては、① 必要な情報の交換、② 障害者からの相談及び相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議、を行う。各構成機関等は、協議の結果に基づき、当該相談事例を踏まえ、差別解消のための取組を実施。

協議会の構成は、地域の実情等を踏まえ、各協議会において判断。また、協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理。

※ 協議会は必ずしも条例設置である必要はない。

障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き（概要）

1 障害者差別解消支援地域協議会はなぜ必要なのですか？

障害者にとって身近な地域において主体的な取組があることが重要

- ◆ 行政機関の相談窓口で障害者差別に関する相談等を行う際、初めから権限を有する機関を選んで相談することは難しい。
- ◆ 相談等を受ける行政機関においても、相談内容によっては、当該機関だけでは対応できない可能性がある。

【地域協議会を組織するメリット】

- (1) 相談への迅速かつ適切な対応
- (2) 紛争解決に向けた対応力の向上
- (3) 職員の事務負担の軽減
- (4) 権利擁護に関する意識のPR

国と地方公共団体の機関が、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織できる(法第17条)

2 地域協議会は何をするのですか？

- (1) 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- (2) 関係機関等が対応した相談事例の共有
- (3) 障害者差別に関する相談体制の整備
- (4) 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- (5) 構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- (6) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発

3 地域協議会はどうやって立ち上げるのですか？

(1) 組織形態：

特別な決まりはない。単位(都道府県・市町村)、規模によって異なり、地域の実情に応じてさまざま。※既存の会議体に協議会の機能を付加する方法もある。

(2) 会議の運営：

まずは関係機関が一堂に集まり、お互いに「顔」の見える関係を築くことが大切。また、効率的な会議のための分担も考えられる。

Ex. 代表者会議の下に実務者会議を置く。

(3) メンバー構成：設置主体や区域の広さなどによって異なる。(参考：下表)

(4) 事務局：障害福祉部局が地域協議会の庶務を担当する。

Ex. 協議会に関する事務の総括、各種取組に関する実施状況の進行管理、関係機関等との連絡調整

(5) 都道府県と市町村の違い：組織単位でその特性を活かして業務を実施。

住民に身近な
市町村

中間的位置づけの
複数市町村連携

広域自治体で
ある都道府県

4 各相談窓口と地域協議会との関係はどうなるのですか？

各相談窓口：一次的な受け皿 地域協議会：共有・協議の場

相談を各窓口から適切な機関につなぐ、複数機関の連携が必要な時の対応

5 守秘義務

地域協議会を構成する全ての者に守秘義務。(法第19条)

⇒ 積極的な意見交換や連携の推進を担保。

6 参考資料：関係条文等

【別添】モデル事業実施自治体の事例集

分野		都道府県	市町村
行政	国の機関	法務局、労働局や運輸支局などの国地方出先機関 等	法務局、公共職業安定所(ハローワーク) 等
	地方公共団体	障害者施策主管部局、都道府県福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、都道府県消費生活センター、教育委員会、学校、都道府県警 等	障害者施策主管部局、人権主管部局、福祉事務所、保健センター、市町村消費生活センター、教育委員会、学校、警察署、消防本部 等
関係機関団体等	当事者	障害者団体、家族会 等	障害者団体、家族会 等
	教育	校長会、PTA連合会 等	校長会、PTA連合会 等
	福祉等	都道府県社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、福祉専門職等団体、社会福祉施設等団体、障害者就業・生活支援センター 等	市町村社会福祉協議会、相談支援事業者(基幹相談支援センター、市町村障害者相談支援事業者)、社会福祉施設、民生・児童委員 等
	医療・保健	医師会(医師)、歯科医師会(歯科医師)、看護協会(保健師・看護師)、医療機関、病院団体 等	医師、歯科医師、保健師、看護師 等
	事業者	商工会議所、経営者協会、公共交通機関、事業者 等	商工会議所、公共交通機関、事業者 等
	法曹等	弁護士会(弁護士)、司法書士会、人権擁護委員連合会(人権擁護委員) 等	弁護士、司法書士、行政書士、人権擁護委員 等
その他		学識経験者、新聞社、放送局 等	学識経験者、自治会 等

○豊明市障害者地域自立支援協議会運営規則

平成26年9月26日
規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊明市附属機関設置条例(平成26年豊明市条例第34号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、豊明市障害者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 条例第2条に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 障害者相談支援事業における困難事例等に関する事務
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事務
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関する事務
- (4) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事務

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉を目的とする団体及び事業所の代表
- (3) 保健、医療又は福祉施設等の関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、協議会が指定する事項について調査研究する。
- 3 部会に属する委員は、障害福祉に関わるものの中から会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 5 部会は、部会長が招集する。
- 6 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告する。
- 7 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 8 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。

(関係者の出席等)

第8条 協議会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 協議会及び部会に出席した者は、職務上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。